

高知工業高等専門学校寄附金取扱規則

制 定 平成16年 4月 1日
一部改正 平成24年 1月23日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（以下「機構規則」という。）の定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「寄附金」とは、機構規則第2条に規定する業務を支援することを目的とするもので、経費の使途が明らかなものとする。

(寄附の申込み)

第3条 寄附の申込みをしようとする者は、寄附金申込書（別紙様式1）により、校長に申し出るものとする。

(受入の決定及び手続等)

第4条 校長は、前条の申込みがあったときは、地域連携センター運営委員会に諮り、受入れの決定を行なうものとする。

2 校長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附金受入通知書（別紙様式2）を当該寄附者に送付するとともに、出納命令役に通知するものとする。

3 出納命令役は、寄附金の受入れについて適当であると認めたときは、直ちにこれを受け入れるものとする。

(寄附金の保管等)

第5条 寄附金は、校長が指定する取引金融機関へ預託するものとし、この場合において、生じた利子は、寄附金の増加に充てるものとする。

(雑則)

第6条 校長は、本校における寄附金の取扱いについて、この規則によりがたい特別の理由があると認められる場合には、その取扱いについて別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成23年8月1日より施行する。

様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

寄附者
住 所
氏 名

印

下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄附金額
- 2 寄附目的
- 3 寄附条件
- 4 使用内訳
- 5 使用時期
- 6 研究担当者等
- 7 その他

様式第2号(第3条関係)

平成 年 月 日

寄附者 殿

高知工業高等専門学校長

印

寄附金の納入について (お願い)

益々御発展のこととお慶び申し上げます。

このたびは下記の寄附金のお申し込みをいただき誠にありがとうございました。

さて、平成 年 月 日付けで、お申し込みのありましたことにつきましてありがたくお受けし本校の教育研究のため役立たせていただきたいと思います。

つきましては、同封の納入依頼書により、寄附金をお納めいただければありがたく存じます

なお、同封の納入依頼書は銀行での取扱いに限らせていただきます事をご了承下さい。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附目的